

一、「木・火・土・金・水」

- (1) 襄公二十七年「天生五材、民並用之、廢一不可。誰能去兵」ただし、ここでの「五材」が「木・火・土・金・水」を示すというのは、後世の注釈による説であり、『左伝』中に明文は見出せない。
- (2) 洪範の成立時期については様々な議論がある。代表的な研究として、劉節『洪範疏証』（『古史辨』第五冊下、上海古籍出版社、一九八二年）、張西堂『尚書引論』（陝西人民出版社、一九五八年）一八七・一九〇頁、松本雅明『尚書洪範篇の成立』（『世界史研究』第二十六号、一九六〇年）、野村茂夫『洪範再論』（『中国哲学』第二十五号、一九九六年）が挙げられる。上限については明確な根拠を見出せないが、下限については、『左伝』に引文が見えることから、『左伝』よりは早く成立したと考えられる。なお、野村氏は、原初の洪範と伝世の洪範とを区別し、戦国末期の秦で活動していた道家・法家折衷の一派によって、原初の洪範（現行の洪範よりも内容が少なく、皇極の一部分を中心とした文献）が作成されたと推論している。非常に興味深い分析だが、『左伝』に三徳や稽疑についての字句が引かれていることから、結論は疑わしい。
- (3) 『尚書』甘誓には「王曰、嗟六事之人、予誓告汝。有扈氏、威侮五行、怠棄三正」という文があり、この「五行」について鄭玄は「五行、四時盛徳所行之政也」と言い、『史記』卷一夏本紀「裴駰集解所引」、孔穎達疏は「五行、水・火・金・木・土也。分行四時、各有其徳」とする（『尚書正義』夏書「甘誓」）。しかし、果たしてこれがともとも「木・火・土・金・水」の五行や、その五行と結びついた時令を指す字句であるかは疑問である。梁啓超氏は、五種の行うべき道、と解釈する（『陰陽五行之來歴』、『古史辨』第五冊下、上海古籍出版社、一九八二年）。
- (4) 『庸間齋筆記』卷七「李善蘭星命論」五行肇見于洪範、不過言其功用而已、言其性味而已、初不言其生尅也」
- (5) 『五行大義』卷一「五行及生成數に詳しい。また、『周易』繫辭上の「天一、地二、天三、地四、天五……」と関連付けて解釈されることもある。
- (6) 『礼記』月令「孟春之月……其數八」「孟夏之月……其數七」「中央土……其數五」「孟秋之月……其數九」「孟冬之月……其數六」
- (7) 『史記』卷六「秦始皇本紀」「始皇推終始五徳之傳、以爲周得火徳、秦代周徳従所不勝、方今水徳之始……（中略）……數以六爲紀、符法冠皆六寸、而輿六尺、六尺爲步、乘六馬」
- (8) ただ、林克氏は四方風占いを記した甲骨資料に「北・南・東・西」の順が見えることについて、洪範の「水・火・木・金・土」の序列の起源と重要な関係があると考える。なお、林氏によれば、「洪範の五行は潜在的に明堂や風占いと関係をもつ」という（『陰陽五行小識』、『人文科学』第三号、一九九八年）。
- (9) 『書伝』曰、水火者、百姓之求飲食也。金木者、百姓之所興作也。土者、萬物之所資生也。是爲人用（『尚書正義』周書「洪範疏」）
- (10) 「土」については、他の「木・火・金・水」四者とともに物を作り上げたり効用を発揮させたりするものと見なす考え方も、早期から存在する。例えば、『国語』鄭語には「先王以土與金木水火雜、以成百物」とある。これと洪範の「稼穡」とは「土」の働きについての解釈が異なるが、いずれにしても、「土」と「木・火・金・水」四者とを区別する傾向があったことは確かである。
- (11) 『左伝』の成書年代については様々な議論があり、過去には劉歆による偽造を疑う説まで唱えられた。鎌田正「左伝成立年代の推定」（『左伝の成立と其の展開』大修館書店、一九六三年）は、『左伝』に見られる予言的の中の下限に基づいて、紀元前三百二十年頃と推測している。また、新城新蔵「歳星の記事によりて左伝国語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず」（『東洋天文学史研究』、弘文堂、一九二八年）は、天文記事に基づいて、紀元前三六五年以降という推定を行っている。前四世紀の半ばから後半にかけての時期に成立したと考えるのが、穩当であろう。
- (12) 『偽古文尚書』虞書「大禹謨がこの字句を収録している。
- (13) なお、『左伝』では昭公二十五年にも「五行」という言葉が見られる。「夫禮、天之經也、地之義也、民之行也。天地之經、而民實則之。則天之明、因地之性、生其六氣、用其五行。氣爲五味、發爲五色、章爲五聲」しかし、この「五行」が木・火・土・金・水の五者であるかは確定できない。直前に「民之行」と述べていることから、単に「五種の正しい行い」ということかもしれない。
- (14) 池田末利「五行説序説——五材から五行へ——」（『中国古代宗教史研

究——制度と思想』、東海大学出版会、一九九八年。

(15) 「四叔」について、孔穎達疏は「四叔は少皞之子孫、非一時也、未知於少皞遠近也」と述べる(『春秋左伝正義』昭公二十九年疏)。

(16) 『国語』魯語上にも、同内容の語が見える。「昔烈山氏之有天下也、其子曰柱、能殖百穀百蔬。夏之興也、周棄繼之。故祀以為稷。共工氏之伯九有也、其子曰后土、能平九土、故祀以為社」

(17) 「火」とは、心星のこと(杜預注)。

(18) 大辰とは、房宿・心宿・尾宿のこと(『爾雅』釈天)。

(19) 劉歆は、宋の先祖が大辰の星の祭祀を司つたためという(『漢書』卷二十七下之下 五行志下之下引劉歆説)。杜預は、大辰(大火)が宋の分野に当たると注する。

(20) 大水は、室宿(『漢書』卷二十七下之下 五行志下之下引劉歆説)。

(21) 「辰尾」とは、龍(東方七宿)の尾宿のこと(杜預注)。孔穎達疏は、『爾雅』釈天の「大辰、房・心・尾也」を引き、「辰尾」を「大辰の尾」として説明する(『春秋左伝正義』昭公三十一年疏)。

(22) 趙氏の姓は嬴(盈)。また、盈(み)ちるということは、水に關係する。

(23) 「子」は宋の姓。また、十二支の子は、五行では水に当たる。

(24) 『春秋左氏伝』昭公十七年「炎帝氏以火紀、故為火師、而火名」

(25) 『墨子』諸篇は非常に雑多で、異なる内容や体裁が多く見られる。そのため、一時期に一人の手によって編まれた文献とするのには無理があり、やや長い時間をかけて複数の人たちによって形成されたと考えられている。渡辺卓「墨子思想」(宇野精一他編『墨家・法家・論理思想』講座東洋思想第四卷)、東京大学出版会、一九六七年)を参照。

経上下・経説上下については、『莊子』天下において、南方の墨者三派がいずれも「墨經」をそらんじたという記述が見えるもの、この「墨經」が現行『墨子』の経上下・経説上下四篇であったと断定することはできない。渡辺卓氏は、「ここに『墨經』というのは単に現在その語が意味する経の上・下二篇ではなく、開祖の言というものを集めた文献を広くさしていたと思われる」と述べる(前掲書、八七頁)。

これらの篇の成立年代について、胡適氏は、恵施・公孫龍と同時期の「別墨」による製作と考え(『墨子哲学』、『胡適禅宗』第七卷、安徽教育出版社、二〇〇三年)、錢穆氏もそれに賛同する(『墨子書的内容』、『墨子』、商務印書館、一九三〇年)。一方、梁啓超氏は、経上を墨子の自著、経下

は墨子の自著と後人による補填、説上下二篇を後学による補填と考える(『説墨經餘記』、『墨經校釈』、『無求備齋墨子集成』七、成文出版社、一九七五年)。ここでは大まかに、前四世紀と考えておく。

(26) 高亨『墨經校註』(科学出版社、一九五八年)は、「多」の誤りと考え、「多」の意とする。

(27) ここに提示したテキストは畢沅注本(『無求備齋墨子集成』七(成文出版社、一九七五年)所収)と清乾隆四十八年刊影印本(『墨子』七(成文出版社、一九七五年)所収)に基づく。

(28) 梁啓超『墨子学案』、商務印書館、一九二二年、一頁。

(29) 同、七八頁。

(30) 「水土火」を、孫氏は「木生火」の誤りと考える。

(31) 「合之府水」を、孫氏は「合之成水」の誤りと考え、金が火によって熔かされて液体になることとする。

(32) 「木離木」と同義とする。これより前の「火離然」の「離」も、孫氏は「艸木離乎土」と同義とする。これより前の「火離然」の「離」も、孫氏は同象伝に基づいて「離(つく)」の意で解釈する。

(33) これに続く「無欲惡」三字を、孫氏はこの節の末尾と考える。

(34) 譚戒甫『墨辯發微』、宏業書局、一九七三年。

(35) 譚氏は「合」を「金」の誤りとする。また、二字ある「火」の一方は「木」の誤りと考える。

(36) 譚氏は「合」を「金」の誤りとする。

(37) 譚氏は下の「火」字を「木」の誤りとする。

(38) 前掲注参照。

(39) 高氏は、「合」「火」を「金」「木」の誤りとし、また「離」字を衍と見なす。

(40) 高氏は、「合」字を「金」の誤りと見なす。

(41) 高氏は、「若識」を「識若」の誤りと見なし、「熾若」の意とする。

(42) 高田淳氏も、高氏の解釈に従って訳出を行っている(『墨經の思想』——経下・経説下について——、『東京女子大学論集』十五卷一号、一九六四年)。

(43) ただし、現行本『墨子』の経下と経説下は、順番が一致してはいない。経と説とを対応させて解釈するのも、内容のつながりによって判断しているに過ぎない。従って、経説下のこの文言が、果たして本当に「五行母常勝」の解釈であるかは、実はよく分からない。

(44) なお、『孫子』虚実にも「五行無常勝」という語が見える。情勢に応じて用兵を変える必要を説き、そのことの喩えとして「五行無常勝、四時無常位、日有短長、月有死生」と述べている。杜佑は、「言五行更王、四時迭用」と注するが、『通典』卷一百六十一兵十四、仮に『墨子』と同じ用いられ方とすれば、五行の相互関係が情勢によって変わることを意味すると考えられる。

(45) 吳毓江『墨子校注』（中華書局、一九九三年）。また、欒調甫氏は、五行について常勝派と非常勝派の二派があり、墨子は後者に属したと考える（『梁任公五行説之商榷』、『古史辨』第五卷、上海古籍出版社、一九八二年）。高亨氏も同様の説を述べる（『墨経校註』）。

(46) なお、『墨子』には、これとは別に、五行説の形成を考える上で重要な文章が見られる。後述。

二、時令

(1) 「帝臣之有五、當由五方而來。蓋上帝為人間中東南北五方之主宰。為帝之臣者、遂亦有五數。然則此即後世五行學説之濫觴」（論五方觀念及「中國」稱謂之起源）、『甲骨學商史論叢』初集第二冊、齊魯大學國學研究所、一九四四年）。なお、丁山氏は、この帝五臣が月令に列挙される五方神（句芒・祝融・后土・蓐収・玄冥）ではないかという（『帝五丰臣与四中星』、『中国古代宗教与神話考』、上海文芸出版社、一九八八年）。しかし、甲骨文にはその名までは記されておらず、また方位や季節との関連も未詳であり、根拠は不十分である。

(2) 「陰陽五行探源」、『中国社会科科学』一九八四年第三期。

(3) 「五行説序説——五材から五行へ——」、『中国古代宗教史研究——制度と思想』、東海大學出版会、一九九八年。

(4) 「四方風と五行思想」、『古代中国陰陽五行の研究』、翰林書房、一九九六年。

(5) 同。

(6) 『漢書』卷二十七上 五行志上「劉歆以為、慮羲氏繼天而王、受河圖、則而畫之、八卦是也。禹治洪水、賜雒書、法而陳之、洪範是也」。

(7) 夏小正の成立年代については、天象の視点からいくつかの議論がなされている。古くは、能田忠亮氏が、「(三月) 參則伏」、(四月) 昴則見」等の記事を紀元前二〇〇年頃、(七月) 初昏織女正東郷」(十月) 織女正

北郷則旦」等を紀元前六〇〇年頃の天象によく適合すると算出した（『夏小正星象論』、『東洋天文学史論叢』、恒星社、一九四三年）。近年では、胡鉄珠氏が詳細に検証した結果、夏至に大火が昏時に南中すると考えた場合、夏小正の各記述が紀元前八〇〇年頃の星象とよく符合していることを示す。また夏至と大火昏中との前後によつては、これらが夏代から用いられていたとも考えられると云う（『夏小正』星象年代研究、『自然科学史研究』二〇〇〇年三期）。いずれにしても、かなり早期（戦国期よりは遡る）の成立と考えられる。

(8) 本文と説明との区別など、テキストについての考察は、久保田剛「夏小正について」、『時令説の基礎的研究』、溪水社、二〇〇〇年）に詳しい。

(9) 共通の内容（正月の「獼獸祭魚」「鷹則爲鳩」等）は数多く見られる。夏小正の時令説が、後世の時令の源流の一つであったことは確かであろう。

(10) 松本雅明氏は、構成の複雑さや時令的言説、教訓的な内容、そして暦法の問題から「春秋中期にちかい成立」と考える（『詩経諸篇成立に関する研究』、東洋文庫、一九二八年、六二六―六三二頁）。一方、孫作雲氏は、小雅 鹿鳴の什 山車（孫氏はこれを宣王期の成立と考える）に先んじる字句である他、周公期のことを詠んでいる点や、階級闘争が先鋭化していない点によつて、西周初年の作と考える（『説七月』、『詩経与周代社会研究』、中華書局、一九六六年）。孫氏の説は不十分な根拠・憶測に基づいており、同意できない。

(11) 毛伝は、十一月、周の暦の正月のこと（つまり夏暦の十一月）と解す。以下「二之日」「三之日」「四之日」も同様（順に夏暦の十二月・一月・二月）。一方、孔穎達疏は「一月之日」「二月之日」と解す。

(12) ただし、やはり夏小正と同様に、後世の時令説と同一の内容が見える。例えば、「有鳴倉庚」は『礼記』月令にもある。

(13) その他、『周書』時訓解も、五日ごとの時候（七十二候）を述べており、やはり五行への配当とは関連が見られない。ただし、姚際恒『古今偽書考』は、これを漢以後の作としている。また、新城新蔵氏が『周書』に見える紀年・暦日の考察から、これらを劉歆以後の偽作と述べている（『東洋天文学研究』、一九二八年、九二―一〇五頁）。

(14) 島邦男「五行説の展開」、『呂氏春秋十二紀首章の成立』、『五行思想と礼記月令の研究』、汲古書院、一九七一年）、金谷治『管子』の思想（下）『管子の研究』、岩波書店、一九八七年）。

(15) 久保田剛「管子幼官篇について」「管子四時篇について」「管子五行篇について」『時令説の基礎的研究』、溪水社、二〇〇〇年。

(16) 久保田氏は更に、幼官が十二日ごとの時節を述べていることも、この数によって説明できると考える。春には八時節、夏には七時節、秋には九時節、冬には六時節、計三十時節三百六十日、これがまさしく「春——八、夏——七、秋——九、冬——六」に基づいているというのである。ただし、現行本では秋に八時節、冬に七時節である（久保田氏は「一項目の誤入の結果そうなった」と考える）。

(17) 島邦男氏は「四時——幼官」の順と考へ、金谷治氏は「幼官——四時」の順と考へる。金谷氏は五行の順序について考察し、「土・木・火・金・水」という幼官よりも、十干と結びつけた上で「木・火・土・金・水」とした四時篇の方が「もはやそれ以外には動かさにくい位置」であり「五行説との接合の問題点をよく考へており、一歩進んでいると考へる。一方、島氏の説は、四時篇を祖本と子本とに分け、十干との結合箇所を後世の付加（子本）と考へることによって成立している。島氏の説は、裏を返せば、四時篇を祖本と子本とに分けずに一篇と考へた場合、幼官・四時兩篇に前後を考へるのは難しいということである。また、金谷氏の説にも問題がある。金谷氏は「幼官篇の場合には、明堂の図型の中央の記事が、それを文章として横にひろげた場合に最初におかれたという、ただそれだけの不安定な要素がある。少なくとも、そうも考へられるというだけの不確実さがある」と言うが、十干と五行との結合は既に『左伝』に見え（前節を参照）、四時篇の新しさを示す根拠として充分ではない。また、『管子』には、ほぼ同じ文面からなる幼官図篇があり、幼官篇は当初、図として伝わっていた可能性が高い。現行本の順になったのは、本来図であったものを「横にひろげた」時であり、それは幼官のテキストが成立した時だったとは限らない。これらの篇の前後を考へるためには、もう少し資料が必要であろう。なお、井上聡氏は、幼官篇が殷代の東北重視を、四時篇が周代の西南重視を反映していると考へる（『四方風と五行思想』、前掲）。しかし、殷人が巨大墓所を造る際に東北を重んじたことと幼官篇が中央を四方より先に挙げたこととを関連づける論法には、やや無理があり、やはり論拠が不足している。

(18) 十干を五行と対応させる考へ方は『左伝』に見え（前節を参照）、また四方と対応させる考へ方は『墨子』貴義に見える。

子墨子北之齊、遇日者。日者曰、帝以今日殺黑龍於北方。而先生之色黑、可以北。子墨子不聽、遂北而反焉。日者曰、我謂先生不可以北。

子墨子曰、南之人不得北、北之人不得南、其色有黑者、有白者、何故皆不遂也。且帝以甲乙殺青龍於東方、以丙丁殺赤龍於南方、以庚辛殺白龍於西方、以壬癸殺黑龍於北方。若用子之言、則是禁下行者也。是圍心而虛天下也。子之言、不可用也。

四時篇の特徴は、これらを四季に関連づけて、時令の中に取り込んだことと謂える。なお、『鶡冠子』天権には、「左木、右金、前火、後水、中土」「春用蒼龍、夏用赤鳥、秋用白虎、冬用玄武」といった文言が見える。これは、幼官や四時等の時令に於いて五行・五色・五方・四季の関連付けがなされた後の説であろう。

(19) これらの篇がいつ頃の成立なのかは、不明である。なお、これらとしばしば比較されるのが、前三〇〇年前後のものとされる子彈庫楚墓から出土した帛書である。この楚帛書では、四木と十二神が描かれ、中央には四時の発祥の神話や時宜を守ることの重要性が語られ、上下左右には三ヶ月ごとの時令が記されている。四方・四時の觀念は明確だが、中央には何かの配当や時令といった事柄は見られず、五行説としては未発達であることから、幼官・四時よりも五行説の影響が浅い段階と考へられる。饒宗頤・曾憲通『楚帛書』（中華書局香港分局、一九八五年）、李零『長沙子彈庫戰國楚帛書研究』（中華書局、一九八五年）、金谷治『陰陽五行説の成立』、『中國古代の自然觀と人間觀（金谷治中國思想論集 上巻）』、平河出版社、一九九七年）、李零『楚帛書与日書：古日者之説』、『中國方術考』（修訂本）、東方出版社、二〇〇一年）、森和「子彈庫楚帛書における五行説と宗教的職能者」、『史観』第百五十七冊、二〇〇七年）を参照。同時期に異なる段階の説が並存した可能性や地域差も考へられるため、幼官篇・四時篇が楚帛書の書かれた年代よりも遡らないと断言することはできないが、とりあえず本論ではこれらの篇を概ね前四世紀後半から前三世紀頃として考へる。

(20) 『淮南子』時則訓と『白虎通義』五祀は、いずれも季夏六月を土に当てる。なお、『白虎通義』五行には、四季の後の十八日間を土に当てる、別の区分法も見える。

(21) 『史記』卷八十五 呂不韋列伝。また、『呂氏春秋』十二紀の末尾には「序意」と題する序文が付せられ、その冒頭に「維秦八年、歲在涪灘」と

あり、前二四一年の執筆と考えられる。更に、十二紀には「大尉」という秦漢期の官名が見える他、孟冬を年始とする記述があり（秦は孟冬十月を年始とした）、これは秦に於いて編纂されたことの傍証として挙げられる。孔穎達は、秦が十月を歳首としたのは天下統一後、つまり呂不韋の死後であることを論拠に、十二紀・月令は呂不韋が秦の曆を参照して編纂したものと考えられないと主張する（『礼記正義』月令疏）。しかし、七国統一前の成立と考えられる睡虎地秦墓出土竹簡『日書』には、一年十二ヶ月についての記述を十月から始める例がいくつも見える。すなわち、天下統一以前から十月を一年の始まりとする考え方があったことが分かる。従って、孔疏による批判は不適當である。

(22) 祝融・土后は『管子』五行に「六相」として見える。祝融は、子彈庫出土楚帛書に登場し、『山海経』海外南経では獸身人面の神と紹介されている。蓐収は、『国語』晋語二では人面・白毛・虎爪の刑神として登場する。ただ、ここでは五神の内訳・配当から考えるに、『左伝』昭公二十九年に見える伝説に由来することは確実であろう。

(23) 王孝廉氏は、少皞に太陽神の性格を見出し、太皞が昇日であるのに対し、少皞は落日に当たると考える。すなわち、太陽の沈む方角である西に割り当てられたと見なす（『夢与真実——古代的神話』、邢義田主編『永恒的巨流』、聯経出版事業公司、一九八一年）。少皞を西方の神とする考え方は古く、秦の襄公が自らの封地が西辺であることから「主少皞之神（少皞の神の祭祀をつかさどる）」と自認し、西時を造ったという逸話がある（『史記』卷二十八 封禅書）。

三、鄒衍の五徳終始説

(1) 『毛詩』の大雅には見えない。また、三家詩にこの句があったという説も見当たらない。なお、『毛詩』大雅の中では、文王之什 思齊「刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦」が比較的近い意味を有している。『毛詩正義』はこれについて、「正己身以及天下之身、正己妻以及天下之妻、正己之兄弟以及天下之兄弟……（中略）……又能爲政治於家邦、使之皆如己也」と言っている。

(2) 顧頡剛は、魏の恵王は年代が著しく異なることから、「梁恵王」については孟子の故事と混同したものと考える（『五徳終始説下的政治和歴史』、『古史辨』第五冊、上海古籍出版社、一九八二年）。孟子と混同したと言

い切ることにはできないが、「後孟子」という記述や燕昭王・平原君の年代と比較して考えるに、やはり「梁恵王」は何らかの誤りであろう。

(3) ただし、栗原朋信氏・鎌田重雄氏はこれらを漢人の捏造という。栗原朋信「秦水徳説の批判」（『秦漢史の研究』、吉川弘文館、一九六〇年）、鎌田重雄「秦三十六郡」（『秦漢政治制度の研究』、日本学術振興会、一九六二年）を参照。また、睡虎地秦墓出土竹簡『日書』には十月から始まる記述が散見し、七国統一以前から秦が十月を年始としていたと考えられる。しかし、仮に封禅書の記事が漢人の捏造であるとしても、遅くとも前漢武帝期までの間にこのような言説がなされたと言いうことはできるだろう。すなわち、本節で示した、戦国晩期から秦漢期にかけて、五徳終始説が時令説の五行的要素を吸収し、その説を拡充させたという筆者の考えを変える必要は無い。

(4) 例えば、童書業「五行説起源的討論」（『古史辨』第五冊、上海古籍出版社、一九八二年）、徐文珊「儒家和五行的關係」（同）が挙げられる。

(5) 龐朴「思孟五行新考」（『帛書五行篇研究』、齊魯書社、一九八〇年）を参照。

(6) ただし、郭店楚墓の下葬年代を「戦国中期偏晩」と見なす学界の傾向に対して、池田知久氏等は疑義を唱え（池田知久・近藤浩之・李承律「序文」、『郭店楚簡儒教研究』、汲古書院、二〇〇三年）、内容の研究から、『五行』の成立年代を荀子以後と考える（『郭店楚簡『五行』の研究』、『郭店楚簡儒教研究』、汲古書院、二〇〇三年）。すなわち、この推定に従えば、『五行』に列挙される「仁・義・礼・知・聖」は、必ずしも「思孟五行」の「五行」とは断定し得ない。

(7) ただし、池田知久氏は、「経」が先に成立して「説」がそれより後に制作されたとは考えず、単に「説」が出土しなかったに過ぎないと言う（『郭店楚簡『五行』の研究』、前出）。

(8) 「□□」より「之行」までの十六字を帛書は欠く。

(9) 池田知久氏は、『五行』と「思孟五行」との関係に懐疑的な態度を取り、両者を結び付けて考える諸説を批判している（『馬王堆漢帛書五行篇』の成書年代とその作者）、『馬王堆漢帛書五行篇研究』、汲古書院、一九九三年）。池田氏自身は、『五行』には荀子説の影響が強く見られるとし、生来の「徳」という先天性（「天道」）を重視する孟子学派の思想と、それを拡充して実現して行く後天性（「人道」）を重視する荀子学派の思想とを折衷

する学派による制作と考える（郭店楚簡『五行』の研究、前出）。また、渋谷由紀氏も、『孟子』と『五行』との思想的差異について指摘し、『五行』の内容を思孟学派の説と認定する考えに疑問を呈している（郭店楚簡『五行』と『孟子』に見られる「道」の思想について、『後漢経学研究会論集』第二号、二〇〇五年）。一方、末永高康氏は、『五行』を子思の学派による学説とみなし、帛書『五行』の「説」部分も孟子もしくはその影響を受けた人物による作品と考える。つまり、『五行』の成立は孟子に先行すると見なしている。また、末永氏に拠れば、孟子は『五行』の思想的影響を強く受けたが、「不動心」の発見以後に『五行』から離れ、独自の学説を發展させて行った。そのために『孟子』と『五行』との相違が生じたと言う（『孟子』と『五行』、『中国思想研究』第三十四号、二〇一三年）。

(10) 「陰陽五行小識」、『人文科学』第三号、一九九八年。

四、日書

- (1) 九店楚墓出土竹簡『日書』など、楚簡にも『日書』はあるが、秦簡のように整備された五行説は見えないので、ここでは取り上げない。
- (2) ただし、現存する日者列伝は褚少孫が補った篇とされている。張守節『史記正義』卷一百二十八 龜策列伝注「史記至元成間、十篇有録無書。而褚少孫補景武紀・将相年表・禮書・樂書・律書・三王世家・蒯成侯・日者・龜策列傳。日者・龜策、言辭最鄙陋、非太史公之本意也」
- (3) 例えば、白起拔郢の直前頃（前三世紀前半）の成立と考えられている九店楚簡『日書』には、「……（欠落）……甲乙丙丁不吉、壬癸吉、庚辛城成日。……（欠落）……丙丁庚辛不吉、甲乙吉、壬癸城成日。凡秋三月、庚辛壬癸不吉、丙丁吉、甲乙城成日。凡冬三月、壬癸甲乙不吉、庚辛吉、丙丁城成日」という文言が見られ、これは次のような図式と考えられる。
- ・春（東） → 庚辛（西） が成日
 - ・夏（南） → 壬癸（北） が成日
 - ・秋（西） → 甲乙（東） が成日
 - ・冬（北） → 丙丁（南） が成日
- いずれも真逆の方位に当たる十干を成日としており、ここに「土」や「戊・己」（＝中央）という要素が入る余地は無い。
- (4) 劉樂賢「睡虎地秦簡《日書》的内容与性質」『睡虎地秦簡日書研究』

文津出版社、一九九四年）を参照。ただし、下葬年代は七国統一後である。

「出版説明」『睡虎地秦墓竹簡』、文物出版社、一九九〇年）を参照。

(5) 「甲乙木、三勝土」が見えないが、これは恐らく第七十八簡の破損部分に書かれていたと考えられる。

(6) 三合とは、木・火・金・水が十二支のどこで「生」じ、どこで「壮」となり、どこで「老」となるかを割り当てること。放馬灘秦墓出土竹簡『日書』第七十三簡式、第七十六簡式に「火、生寅、壯午、老戌。金、生巳、壯酉、老丑。火、生申、壯子、老辰。火、生亥、壯卯、老未」とあり、より明確に三合を説いている。

(7) 工藤元男氏は『日書』甲種の「病」の占法に、五行相勝、更には五行相生の關係を見出す。「病」の文は次の通りである。

- 甲乙有疾……（中略）……戊己病、庚有□、辛酢。若不□、煩居東方、歲在東方、青色死。
 - 丙丁有疾……（中略）……庚辛病、壬有間、癸酢。若不酢、煩居南方、歲在南方、赤色死。
 - 戊己有疾……（中略）……壬癸病、甲有間、乙酢。若不酢、煩居邦中、歲在西方、黄色死。
 - 庚辛有疾……（中略）……甲乙病、丙有間、丁酢。若不酢、煩居西方、歲在西方、白色死。
 - 壬癸有疾……（中略）……丙丁病、戊有間、己酢。若不酢、煩居北方、歲在北方、黒色死。
- 工藤氏によれば、「甲乙有疾」→「戊己病」「丙丁疾」→「庚辛病」や「壬有間、癸酢」→「若不酢、煩居南方」「甲有間、乙酢」→「若不酢、煩居邦中」に五行相勝の關係が、「庚辛病」→「壬有間、癸酢」「壬癸病」→「甲有間、乙酢」や「甲乙有疾」→「丙丁有疾」「戊己病」→「庚辛病」に五行相生の關係があるという（『睡虎地秦簡『日書』における病因論と鬼神の關係について、『東方学』第八十八輯、一九九四年）。
- しかし、「甲乙有疾」→「戊己病」「壬有間、癸酢」→「若不酢、煩居南方」「庚辛病」→「壬有間、癸酢」といった「縦」の關係は、単に日数の経過を示しているようにも見え（発病（「疾」）→四、五日後に悪化（「病」）→一、二日後に小康を得る（「間」）→翌日に祭祀を行う（「酢」））必要がある、といった具合である）、必ずしも五行の相勝・相生に基づくとは断定できない。また、「甲乙有疾」→「丙丁有疾」「戊己病」→「庚辛病」等の「横」

の関係は、十干の順に従って文章を並べていることによる必然的な帰着であり、ここに相生が想定されていると考えることはできない。

(8) 『新亜書院学術年刊』第十四期、一九七二年。

(9) 饒氏は「日」字を「白」と見なす。

